定まった住居を有しない。

記

罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。

平成 4年 2月 16日午前 3時50分執行 執行者(所属官職) 金沢刑務所 共和事務官 松本裕幸 平成 対してなした勾留は、 右 更新する。 る必要があると認められるので、 の者に対する 四 勾留罪名 年 (わ) 第一 傷 勾 傷 号 留 左記 期 害 間 被 告 更 平成 新 回 決 年 0 被告事件について、先に被告人に 期間更新 起勾 定 理由により、 **七**月二 訴 留 平平 成成 四四 一日から勾留期間を 年 年 なお勾留を継続す 四回

二_月月

П

- II

日 日

指

揮印

我

]

厅

逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

兀 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであ

る。

Ŧi. 常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものである。

氏名又は住居が判らない。 本件について禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

W) 裁 年七月一る 判長 金 沢 裁 地 方裁 判 日

判

所

第

官

平

成

裁 判 官

一宅一

Access Access



田

裁

判

官